



## 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る 補助制度についてのご案内



大山崎町 建設課 都市計画係  
令和8年5月



## 目次 -もくじ-



|               |     |
|---------------|-----|
| はじめに          | … 1 |
| 耐震診断          | … 2 |
| 耐震シェルター       | … 4 |
| 簡易耐震改修        | … 5 |
| 耐震改修（本格改修）    | … 7 |
| よくあるご質問 -FAQ- | … 9 |

## はじめに

大山崎町では、平成18年度から耐震診断士の派遣事業を実施しています。また、平成21年度からは耐震改修に係る費用の助成も実施しており、国と京都府と連携を図りながら、地震災害に強いまちづくりを推進しています。

大地震はいつ、どこで起こるか分かりません。大切な人を守るためにも、耐震診断と耐震改修をご検討ください。



# 耐震診断

## 1. 大山崎町木造住宅耐震診断士派遣事業について

一定の要件を満たす住宅に対して、町が京都府木造住宅耐震診断士の派遣を行います。申請者は自己負担金3,000円を診断時に現地で支払い、差額については町が負担します。

耐震診断には様々な手法がありますが、ここでは耐震診断財団法人日本建築防災協会が定めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により地震に対する安全性を評価することをいいます。

## 2. 対象となる住宅

- ① 延べ面積の半分以上が住宅として使用されている1戸建てまたは長屋建て
- ② 昭和56年5月31日以前に着工され完成しているもの(※)
- ③ 簡易耐震診断「誰でもできるわが家の耐震診断」の評点が9点以下のもの

(※)昭和56年6月1日以降に着工された木造住宅で大阪北部地震による罹災証明が交付されたものも対象となります。

## 3. 申込に必要な書類

|                          |                              |                                                         |
|--------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 大山崎町木造住宅耐震診断士派遣申込書(様式第1号)    | ・ 指定様式<br>・ 町役場窓口にて交付可能<br>・ ホームページからも出力可能              |
| <input type="checkbox"/> | 誰でもできるわが家の耐震診断               | ・ <b>提出必須</b>                                           |
| <input type="checkbox"/> | 住宅の所有者と建築年が分かる書類(写し可)        | 登記事項証明書、建築確認通知書又は検査済証、土地家屋名寄帳など( <b>提出必須</b> )          |
| <input type="checkbox"/> | 大山崎町木造住宅耐震診断士派遣同意書(様式第1号 別紙) | ・ 指定様式<br>・ 町役場窓口にて交付可能<br>・ ホームページからも出力可能<br>・ 対象者のみ提出 |
| <input type="checkbox"/> | 賃貸借契約書等(写し可)                 | 所有者と居住者が違う住宅の場合などに提出                                    |
| <input type="checkbox"/> | 罹災証明書(写し可)                   | 昭和56年6月1日以降に着工された住宅で、大阪北部地震による罹災証明が交付されている住宅の場合は提出が必要   |



## 耐震診断の申込から診断結果報告までのながれについて

### 簡易診断の実施 <申請者>

「誰でもできるわが家の耐震診断」を用いて、ご自身でチェックを行っていただきます。  
**9点以下**なら申し込みが可能です。

### 木造住宅耐震診断士派遣申請書及び必要な添付書類の提出 <申請者→役場>

※提出書類に不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

### 書類審査 <役場>

申請された住宅が必要な要件を満たしているか審査を行います。

### 木造住宅耐震診断士派遣決定の通知 <役場→申請者>

書類審査後、町から木造住宅耐震診断士の派遣決定を申請者に通知します。

### 木造住宅耐震診断士と診断日の日程調整 <診断士→申請者>

**木造住宅耐震診断士から申請者へ直接連絡**がありますので、診断日を決めてください。

### 耐震診断の実施 <診断士⇔申請者>

木造住宅耐震診断士が対象の住宅に伺い、耐震診断を実施します。  
調査終了後、木造住宅耐震診断士に**直接自己負担金(3,000円)**を支払ってください。

### 耐震診断結果報告会の日程調整 <役場→申請者>

診断結果が町へ提出された後、**町から申請者へ耐震診断結果報告会の日程調整の連絡**をします。

### 耐震診断結果報告会の実施 <申請者・診断士・役場>

木造住宅耐震診断士が申請者に「診断結果と改修計画提案資料」について説明をします。

### 耐震診断の手続き終了

診断結果をもとに、耐震改修の実施について検討してください。



# 耐震シェルター

## 1. 耐震シェルター設置について

地震による建築物の倒壊等の被害から木造住宅(耐震改修又は簡易耐震改修を実施した木造住宅を除く。)の居住者の生命を保護することを目的として、当該木造住宅内に装置を設置することをいいます。補助金を交付できる耐震シェルターの種類は京都府が指定したものに限りです。

なお、対象となる耐震シェルターは京都府ホームページでご確認ください。

## 2. 対象となる住宅

- ① 延べ面積の半分以上が住宅として使用されている1戸建てまたは長屋建て
- ② 昭和56年5月31日以前に着工され完成しているもの。
- ③ 補助対象木造住宅に関する町税に滞納がないこと。
- ④ 簡易耐震診断「誰でもできるわが家の耐震診断」の評点が9点以下のもの又は耐震診断を行った結果、耐震性が不十分(評点が1.0未満)だと判断されたもの。

## 3. 申込に必要な書類

|                          |                             |                                                                        |
|--------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書(様式第1号) | ・ 指定様式<br>・ 町役場窓口にて交付可能<br>・ ホームページからも出力可能                             |
| <input type="checkbox"/> | 誰でもできるわが家の耐震診断              | ・ <b>提出必須</b>                                                          |
| <input type="checkbox"/> | 耐震診断結果報告書(写し可)              | 「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果でも代用可能                                              |
| <input type="checkbox"/> | 住宅の所有者と建築年が分かる書類(写し可)       | 登記事項証明書、建築確認通知書又は検査済証、土地家屋名寄帳など( <b>提出必須</b> )                         |
| <input type="checkbox"/> | 耐震シェルター設置工事見積書(写し可)         | ・ 工事施工会社等の記名・捺印のあるもの<br>・ 京都府の補助対象シェルターのみ対象<br>・ <b>提出必須</b>           |
| <input type="checkbox"/> | 耐震シェルター設置工事計画書(写し可)         | ・ 付近見取図及び平面図が記載されたもの<br>・ 耐震シェルターの構造耐力に関する資料が含まれているもの<br>・ <b>提出必須</b> |
| <input type="checkbox"/> | 耐震シェルター設置チェックリスト            | ・ 指定様式<br>・ 町役場窓口にて交付可能<br>・ ホームページからも出力可能<br>・ <b>提出必須</b>            |
| <input type="checkbox"/> | 補助金振込先口座確認書類の写し             | ・ 振込先の銀行名、支店名、預金口座種別、口座番号、口座名義人が分かるもの(通帳等)<br>・ <b>提出必須</b>            |
| <input type="checkbox"/> | 耐震シェルター設置工事補助金交付申請に係る同意書    | ・ 任意様式<br>・ 所有者と居住者が違う住宅又は共有名義の住宅の場合は、申込者以外の同意書が必要                     |
| <input type="checkbox"/> | 賃貸借契約書等(写し可)                | 所有者と居住者が違う住宅の場合などに提出                                                   |



# 簡易耐震改修

## 1. 簡易改修工事について

耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅(耐震改修を実施した木造住宅を除く。)に対して行う耐震改修設計又は耐震改修工事で、屋根を軽量化すること等簡易な改修の方法により耐震性を向上させるものです。

ただし、どの工事でも対象となるわけではなく、京都府が指定している「簡易な改修の方法」に該当するものに限りします。

## 2. 対象となる住宅

- ① 延べ面積の半分以上が住宅として使用されている1戸建てまたは長屋建て
- ② 昭和56年5月31日以前に着工され完成しているもの、又は、大阪北部地震による罹災証明書が交付されたもの(※1)
- ③ 補助対象木造住宅に関する町税に滞納がないこと。
- ④ 耐震診断(※2)を行った結果、耐震性が不十分(評点が1.0未満)だと判断されたもの。

## 3. 申込に必要な書類

|                          |                                   |                                                                                                                                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 木造住宅耐震改修等事業費補助金<br>交付申請書(様式第1号の1) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定様式</li> <li>・ 町役場窓口にて交付可能</li> <li>・ ホームページからも出力可能</li> <li>・ <b>提出必須</b></li> </ul>                   |
| <input type="checkbox"/> | 耐震診断結果報告書(写し可)                    | (一財)日本建築防災協会が定めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法によるもの                                                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 住宅の所有者と建築年が分かる書類(写し可)             | 登記事項証明書、建築確認通知書又は検査済証、土地家屋名寄帳など( <b>提出必須</b> )                                                                                                    |
| <input type="checkbox"/> | 簡易耐震改修チェックリスト                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定様式</li> <li>・ 町役場窓口にて交付可能</li> <li>・ ホームページからも出力可能</li> <li>・ <b>提出必須</b></li> </ul>                   |
| <input type="checkbox"/> | 工事見積書(写し可)                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事施工会社等の記名・捺印のあるもの</li> <li>・ <b>提出必須</b></li> </ul>                                                     |
| <input type="checkbox"/> | 補強計画書(写し可)                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付近見取図及び平面図が記載されたもの</li> <li>・ 補強計画図等、補強方法を示す図書(屋根の葺き替え工事の場合は、屋根のカタログ等)</li> <li>・ <b>提出必須</b></li> </ul> |
| <input type="checkbox"/> | 補助金振込先口座確認書類の写し                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込先の銀行名、支店名、預金口座種別、口座番号、口座名義人が分かるもの(通帳等)</li> <li>・ <b>提出必須</b></li> </ul>                               |
| <input type="checkbox"/> | 簡易耐震改修工事補助金交付申請に係る同意書             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任意様式</li> <li>・ 所有者と居住者が違う住宅又は共有名義の住宅の場合は、申込者以外の同意書が必要</li> </ul>                                        |
| <input type="checkbox"/> | 賃貸借契約書等(写し可)                      | 所有者と居住者が違う住宅の場合などに提出                                                                                                                              |
| <input type="checkbox"/> | 罹災証明書(写し可)                        | 昭和56年6月1日以降に着工された住宅で、大阪北部地震による罹災証明が交付されている住宅の場合は提出が必要                                                                                             |



# 耐震改修（本格改修）

## 1. 耐震改修（本格改修）について

耐震診断の結果、倒壊の可能性があるとして診断された木造住宅に対し、耐震改修設計又は耐震改修工事で評点を1.0(建築物の構造上、居住性が著しく悪化する場合にあっては、0.7)以上に向上させるものです。基礎や壁の補強、劣化箇所の取り替えなど家全体を対象とした大規模な工事です。

### 【特記事項】

「耐震改修A(評点1.0以上まで向上させる工事)」と「耐震改修B(評点0.7以上1.0未満まで向上させる工事)」を分けて、改修後の評点の点数によって補助金の最大金額に差をつけています。

#### ・ 耐震改修A … 補助額最大 **115万円**

※【工事実施に係る経費全額】か【115万円】のいずれか少ない金額が補助額となります。

#### ・ 耐震改修B … 補助額最大 **100万円**

※【工事実施に係る経費の4/5】か【100万円】のいずれか少ない金額が補助額となります。

## 2. 対象となる住宅

- ① 延べ面積の半分以上が住宅として使用されている1戸建てまたは長屋建て
- ② 昭和56年5月31日以前に着工され完成しているもの。
- ③ 補助対象木造住宅に関する町税に滞納がないこと。
- ④ 耐震診断を行った結果、耐震性が不十分(評点が1.0未満)だと判断されたもの。

## 3. 申込に必要な書類

|                          |                                 |                                                                 |
|--------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 木造住宅耐震改修等事業費補助金<br>交付申請書(様式第1号) | ・ 指定様式<br>・ 町役場窓口にて交付可能<br>・ ホームページからも出力可能<br>・ <b>提出必須</b>     |
| <input type="checkbox"/> | 耐震診断結果報告書(写し可)                  | (一財)日本建築防災協会が定めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法によるもの           |
| <input type="checkbox"/> | 住宅の所有者と建築年が分かる書類<br>(写し可)       | 登記事項証明書、建築確認通知書又は検査済証、<br>土地家屋名寄帳など( <b>提出必須</b> )              |
| <input type="checkbox"/> | 工事見積書(写し可)                      | ・ 工事施工会社等の記名・捺印のあるもの<br>・ <b>提出必須</b>                           |
| <input type="checkbox"/> | 補強計画書(写し可)                      | ・ 付近見取図及び平面図が記載されたもの<br>・ 補強計画図等、補強方法を示す図書<br>・ <b>提出必須</b>     |
| <input type="checkbox"/> | 補助金振込先口座確認書類の写し                 | ・ 振込先の銀行名、支店名、預金口座種別、口座番号、<br>口座名義人が分かるもの(通帳等)<br>・ <b>提出必須</b> |
| <input type="checkbox"/> | 耐震改修工事補助金交付申請に係る<br>同意書         | ・ 任意様式<br>・ 所有者と居住者が違う住宅又は共有名義の住宅<br>の場合は、申込者以外の同意書が必要          |
| <input type="checkbox"/> | 賃貸借契約書等(写し可)                    | 所有者と居住者が違う住宅の場合などに提出                                            |



## 耐震改修工事（簡易耐震改修、耐震シェルター含む）に係る 補助金の申込から交付までのながれについて

### 耐震改修に係る補助金の申込 ＜申請者→役場＞

申請書と添付書類を揃えて、町役場窓口までご提出ください。  
※提出書類に不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

### 交付決定通知書の送付 ＜役場→申請者＞

書類審査の結果、問題がなければ申請者のご自宅へ郵送します。  
※**交付決定通知書が届くまで、工事業者と契約しないでください。**

### 工事業者との契約及び工事の実施 ＜申請者⇄工事業者＞

### 完了実績報告書の提出 ＜申請者→役場＞

工事完了後、報告書と添付書類を揃えて、町役場窓口までご提出ください。

### 補助金確定通知書の送付 ＜役場→申請者＞

報告書に問題がなければ申請者のご自宅へ郵送します。

### 補助金支払請求書の提出 ＜申請者→役場＞

請求書に必要事項を記入し、添付書類とともに町役場窓口までご提出ください。

### 補助金の振込 ＜役場→申請者＞

書類に不備がなければ、約1か月以内に指定の口座に振り込みます。

耐震改修の手続き終了



## よくあるご質問 -FAQ-

Aさん



自宅の耐震診断をしてもらおうと思うんだけど、  
**耐震診断士の指名**はできるのかしら？

耐震診断士の指名はできません。  
役場が契約する診断士がご自宅の耐震診断を行います。

大山崎町



Bさん



木造住宅の戸建てを**賃借**しているんだけど、  
耐震診断や耐震改修の補助を申し込めるのかな？

お申込みいただけますが、賃貸人の同意が必要です。  
同意書と賃貸借契約書等をご提出ください。

大山崎町



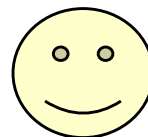
Cさん



耐震改修の書類の手続きが不安で…  
**他の人にお願い**することはできないかね？

委任状の提出があれば、代理で手続きしていただけます。  
申請者と代理者のトラブル等が無いように、よく話し合っ  
てから決めてください。

大山崎町



Dさん



早く耐震改修工事を始めたいんだけど、  
**補助金の手続きの前に契約**してもいいかしら？

すでに契約した耐震改修工事には補助金を交付できません。  
補助金の交付を申請される際は、必ず契約前にお申込みください。  
なお、工事の完了が年度末(3月31日)のものを対象としています。

大山崎町



その他、ご不明な点がございましたら「大山崎町役場 建設課」(TEL075-956-2101)へお問い合わせください。

